**平成２５年（フ）第１０８号**
北海道苫小牧市木場町３丁目４番11号　コートエンブレム103
債務者　藤谷　政豊
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部
**平成２５年（フ）第１３５号**
三重県津市白山町二本木3505番地２
債務者　庄山五十鈴
1　決定年月日時　平成25年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
津地方裁判所破産係
**平成２５年（フ）第７８７号**
京都市左京区聖護院山王町９番地　ハイム西川301号、前住所京都府宇治市宇治妙楽162番地　アドリーム宇治305号
債務者　川口　実雄
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
**平成２５年（フ）第８１６号**
京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地11―204
債務者　芋すけこと　森　　成子
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
**平成２５年（フ）第４２８号**
兵庫県西宮市高木西町23番７号　東京ハウス17号室
債務者　小西　潤子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
**平成２４年（フ）第１０４号**
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富672番地１　上株団地７号
債務者　清水留理子
1　決定年月日時　平成25年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
鳥取地方裁判所民事部
**平成２５年（フ）第７７号**
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富2475番地148
債務者　澤　　留美
1　決定年月日時　平成25年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
鳥取地方裁判所民事部
**平成２５年（フ）第８８号**
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目166番地　ウエストフラット101号、旧住所鳥取県境港市外江町2175番地３
債務者　嶋田　美鈴
1　決定年月日時　平成25年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
鳥取地方裁判所民事部
**平成２５年（フ）第５４号**
鳥取県米子市陰田町304番地２　202号
債務者　原口　正紀
1　決定年月日時　平成25年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部
**平成２５年（フ）第５１３号**
広島県安芸郡坂町坂東２丁目17番13号
債務者　吉岡　忠則
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
広島地方裁判所民事第４部
**平成２５年（フ）第４４号**
福岡県直方市大字感田2167番地１　市住858号
債務者　楠見　樹生
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
福岡地方裁判所直方支部
**平成２５年（フ）第４５号**
福岡県直方市大字感田2167番地１　市住858号
債務者　楠見　　彩
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
福岡地方裁判所直方支部
**平成２５年（フ）第４６号**
福岡県鞍手郡小竹町大字新多124番地
債務者　中島　哲雄
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
福岡地方裁判所直方支部
**平成２５年（フ）第４７号**
福岡県鞍手郡小竹町大字新多124番地
債務者　中島　喜子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
福岡地方裁判所直方支部
**平成２５年（フ）第４６７号**
北九州市八幡西区本城東１丁目８番18―403号
債務者　柴田布美代
1　決定年月日時　平成25年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
**平成２５年（フ）第４７４号**
北九州市門司区大里原町12番５―403号
債務者　諸藤ゆかり
1　決定年月日時　平成25年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
**平成２５年（フ）第４８２号**
北九州市小倉北区上到津４丁目９番６号
債務者　上田　　宏
1　決定年月日時　平成25年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
**平成２５年（フ）第２８号**
山形県最上郡真室川町大字平岡973番地16、前住所山形県新庄市十日町2028番地の４
債務者　大場万里子
1　決定年月日時　平成25年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
山形地方裁判所新庄支部